令和８年度（２０２６年度）
和歌山市育休任期付職員(事務職)採用試験 受験案内

和歌山市人事委員会

第１次試験を基礎能力検査ＳＣＯＡのみとし、テストセンター方式で実施します。
※第１次試験期間内に全国の試験会場の中から希望する会場・日時で受験できます。

● 申 込 期 間　11月28日（土）から12月16日（水）まで
● 第１次試験期間　令和９年１月９日（土）から１月21日（木）まで

育休任期付職員とは、育児休業を取得する職員の代替として、地方公務員の育児休業等に関する法律第６条第１項の規定に基づいて、任期を定めて採用される正規の職員です。
採用日は、原則として令和９年４月１日の予定です。ただし、職員の育児休業の取得状況によっては、必ずしも令和９年４月１日になるとは限りません。
任期は、おおむね１年以上３年未満の範囲で、各職員の育児休業取得期間に応じ採用時に決定されます。なお、職員の育児休業の取得状況により、採用時に決定された任期が、短縮又は延長される場合があります。また、採用候補者名簿に登載されても、育児休業を取得する職員の状況により採用されない場合があります。

１　試験区分・採用予定人員・職務内容

◆令和９年４月１日採用予定

試 験 区 分	採用予定人員	主 な 職 務 内 容
育休任期付職員（事務職）	20人	市長事務部局等で、育児休業を取得した職員の代替として正規職員と同様の職務に従事します。

※　採用予定人員は、予定であり、変更される場合があります。
※　日本国籍を有しない方は、採用後、担当できる業務に制限があります。

２　受験資格

（１）次のいずれかに該当する方

ア　日本国籍を有する方
イ　出入国管理及び難民認定法に規定する永住者（採用予定日の前日までに取得見込みの方を含む。）
ウ　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に規定する特別永住者（採用予定日の前日までに取得見込みの方を含む。）

（２）次のいずれにも該当しない方

ア　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
イ　和歌山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない方
ウ　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

３　試験の方法・内容等

（１）試験種目及び配点

試験区分	第１次試験種目（配点）	第２次試験種目（配点）
育休任期付職員（事務職）	能力検査（100）	第１次試験結果（50） 口述試験（150） 適性検査

※　数字は、その試験種目の配点を表しています。第２次試験では第１次試験結果を50点満点に換算します。
※　適性検査は、テストセンター方式で実施される第１次試験期間中に全受験者に実施しますので能力検査と併せて受験してください。

（２）試験内容等

試験種目	試験内容等
能力検査	基礎能力検査（ＳＣＯＡ）。45分・択一式で行われるテストセンター方式の試験。高校卒業程度の内容。出題分野は、言語（文章読解能力）・数理（数的能力）・論理（論理的思考能力）。
口述試験	集団又は個人の形式による、主として人物、性格等についての面接です。
適性検査	性格等に関する検査。口述試験の参考資料として使用します。

※　テストセンター方式とは、試験受験期間内に全国の試験会場の中から受験者が希望する会場・日時を予約し、パソコン画面で出題・実施される試験を受験するものです。文字の大きさがパソコン画面表示上10ポイント程度による出題に対応していただく必要があります。

４　試験日時・合格発表等

（１）第１次試験

試験日	試験会場	実施試験種目	合格発表時期・方法
令和９年１月９日（土）から１月21日（木）までの間で受験者が選択する日時	47都道府県に300か所以上設置されたテストセンター会場のうちから受験者が選択する会場	能力検査 適性検査	令和９年１月下旬 ①合格者にのみ文書で通知 ②市役所正面玄関に合格者の受験番号を掲示

※　第１次試験の会場については、次のURL（https://cbt-s.com/testcenter/）をご参照ください。
※　第１次試験日に実施する適性検査は第２次試験の種目のものです。

（２）第２次試験

試験日	試験会場	実施試験種目	合格発表時期・方法
令和９年２月10日（水）、15日（月）、16日（火）のうちの１日	和歌山市役所（和歌山市七番丁23番地）又は周辺会場	口述試験	令和９年２月下旬 ①合格者及び繰上げ合格候補者にのみ文書で通知 ②市役所正面玄関に合格者の受験番号を掲示

※　気象条件その他の事情により、試験日、試験開始時間等を変更する場合があります。
※　会場、日時などの具体的な事項は、第１次試験合格者に通知します。なお、当人事委員会が指定した事項を変更することはできません。また、希望をお聞きすることもできません。

（３）合格者は総合得点の高い順に決定します。ただし、それぞれの試験種目において当人事委員会が認める得点に達しない場合は、順位にかかわらず不合格となることがあります。また、同点者は同順位としますが、最終合格者の決定において、合否判定上に同点者がいる場合は、第１次試験の得点順に合格者を決定します。

※　能力検査の得点は、各受験者の成績が受験者全体の成績の分布の中でどの位置にあるのかを相対的に示すように、標準偏差等を用いて算出したものです。

（４）和歌山市のホームページでも、合格発表の日から一定期間、合格者の受験番号を掲示しますが、必ず合格通知や合格発表掲示で確認してください。合否に関する電話による問合せには応じられません。

５　繰上げ合格制度

正式合格者が採用を辞退した場合などに備え繰上げ合格候補者をあらかじめ決定しておき、辞退等があった場合にその中から成績順に採用する制度を実施しています。

（１）正式合格者数は採用予定人員と同数とし、正式合格者の次位以下の方の中から成績順に、繰上げ合格候補者として採用候補者名簿に登載します。

（２）繰上げ合格候補者の数は、４人の予定です。ただし、当人事委員会が認める得点に達しない場合は、それ以下の人数となります。

（３）次の場合に限り、繰上げ合格候補者の中から成績順に採用されます。

ア　正式合格者が採用を辞退した場合

イ　正式合格者が受験資格を満たさないことが明らかとなった等により採用できない場合

ウ　正式合格者が特定性犯罪事実該当者であることが判明し採用できない場合

（４）繰上げ合格候補者の受験番号は最終合格発表掲示には掲載しませんが、繰上げ合格候補者となった方には、その旨及び採用候補者名簿登載順位を文書で通知します。

（５）業務増や急な退職による欠員が生じた等の事情により同じ試験区分の採用試験が新たに実施されることが考えられますが、この試験結果による繰上げ合格候補者は、新たに試験が実施された場合であっても優先的に正式合格となることはありません。

（６）採用人数が採用予定人員に到達した時点で、採用候補者名簿は失効し、繰上げ合格候補者として採用候補者名簿に登載された方が残っていても、採用されることはありません。

（７）繰上げ合格候補者が採用された場合は、採用されなかった正式合格者の受験番号及び採用された繰上げ合格候補者の受験番号を和歌山市役所正面玄関に掲示します。

６　試験結果の情報提供

この試験の結果については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第２項第１号の規定により、情報提供を受けることができます。希望する場合は、受験者本人が受験票を持参の上、提供場所（和歌山市人事委員会事務局(和歌山市七番丁17番地)）に直接お越しください。なお、電話、郵便等による提供はできません。

	提供を求めることができる方	提供内容	提供期間
第１次試験	第１次試験の不合格者（本人に限る。）	第１次試験の種目別得点及び総合得点並びに総合得点に基づく順位	合格発表の日から１か月間 （日曜日、土曜日及び休日を除く 午前８時30分から 午後５時15分まで）
第２次試験	第２次試験の受験者（本人に限る。）	第１次試験及び第２次試験それぞれの種目別得点及び総合得点並びに総合得点に基づく順位	

７　合格から採用まで

（１）正式合格者及び繰上げ合格候補者は、採用候補者名簿に得点順に搭載され、任命権者が採用候補者名簿の中から成績順に採用者を決定します。ただし、採用候補者名簿に登載されても、育児休業を取得する職員の状況により採用されない場合があります。採用される場合には、人事委員会からの合格通知とは別に、後日、任命権者から採用内定通知が送付されます。

（２）最終合格後に受験資格を満たさないことが明らかになった場合は、採用候補者名簿に登載されていても、採用されません。

（３）令和８年12月25日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、児童等と接する業務の従事者については、特定性犯罪の前科の有無の確認が必要となります。特定性犯罪事実該当者（こども性暴力防止法第２条第８項に規定する特定性犯罪事実該当者をいう。以下同じ。）の場合は、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用までの間に、特定性犯罪事実該当者であるか否かの確認を行います。なお、当該確認等の結果、特定性犯罪事実該当者であることが判明した場合

は、採用されない又は当該業務に従事することができません。

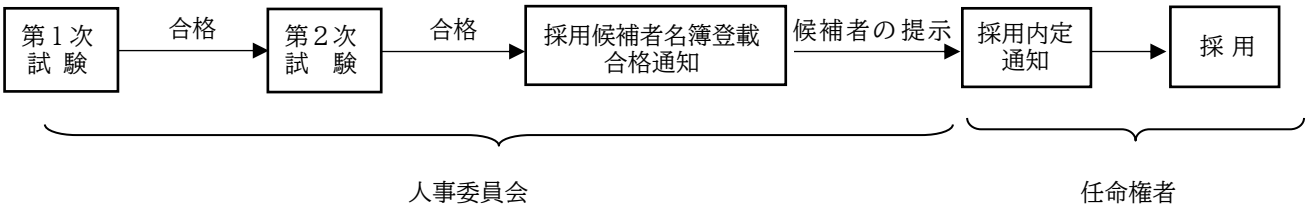

８　受験申込み

インターネット（電子申請）により申し込んでください。同時期に実施される第３回和歌山市職員採用試験（土木職・電気職・機械職・獣医師・保健師・薬剤師）との併願はできません。

※提供された個人情報は、採用試験及び採用に関する事務以外の目的には使用しません。

申込方法	下記URL又はQRコードから申し込んでください。 https://logoform.jp/f/RMvm1
申込期間	令和８年11月28日（土）から令和８年12月16日（水）まで
入力事項 ※事前に内容を準備して入力画面に進んでください。	・氏名、住所（現住所・通知先住所）、電話番号、メールアドレス、生年月日 ・顔写真（jpgファイル） （証明写真と同等の鮮明な画質で無加工の写真（直近６か月以内に撮影したもので上半身・正面向のもの）を準備してください。スマートフォン等で撮影したものを使用する場合は、縦４：横３サイズで背景は無地としてください。）
受験票の発行	受験票については、後日電子メールで連絡しますので、各自ダウンロード・印刷し、第１次試験当日に持参してください。 ※　12月25日（金）を過ぎてもメールが届かないときは、至急、当人事委員会事務局へ連絡してください。

※　申込みには、メールアドレスが必要になります。すでにメールアドレスを持っている場合は新たにメールアドレスを取得する必要はありません。

※　申込期間内に申込データを受信完了したものに限り受け付けます。システムがメンテナンス等により運用停止、休止等となる場合もありますので、お早めに申込みをしてください。

※　申込データを送信後、登録したメールアドレスに申込完了のメールが送信されます。申込完了メールが送信されない場合は申込みができていませんので、ご注意ください。

※　「city.wakayama.lg.jp」「logoform.st-japan.asp.lgwan.jp」「cbt-s.com」のドメインから送付される電子メールを受信できるようにしてください。

※　使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

９　第１次試験予約方法

（１）申込受付期間の締切後、受験申込書に記載されたメールアドレスへ当人事委員会事務局（renraku@cbt-s.com）から受験の案内メールを送信します。

（２）案内メールに記載されたURLから予約サイトにログインし、第１次試験の試験会場、受験日時の選択等を行い、予約を完了してください。予約サイトにログインするためのログインIDとパスワードについても、案内メールに記載し送信します。なお、ログインIDとパスワードの再発行は行っておりませんので、大切に管理してください。

※　一度行った受験予約は、受験日の前日の午後２時まで変更することができますが、それ以降の変更はできません。また、予約した受験日に受験できない場合は欠席となり、それ以降の受験の再予約はできませんのでご注意ください。

※　プロバイダによっては、メールが迷惑メールフォルダに分類される等により届かない場合があります。その場合は、該当するフォルダを確認するか、プロバイダに問い合わせてください。使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

（３）受験予約完了後、業務委託業者（help@cbt-s.com）から受験予約完了のメールが配信されますので、予約内容をご確認ください。受験予約や試験の実施について不明な点がある場合は業務委託業者へ問い合わせてください。

１０　第１次試験申込後の提出書類について

（１）提出書類

履歴書１通

申込みされた方全員に提出していただきます。受験票送付時に様式を送りますので、各自プリントアウトし、添付の説明書をよく読み、手書きで記入のうえ、写真を添付し提出してください。

※　写真は、最近６か月以内に撮影されたもので縦４cm横３cm脱帽・上半身・正面向のものに限ります。

（２）提出期限

令和９年１月21日（木）午後１時必着

第１次試験を受験される方は、必ず期限までに提出してください。提出がない場合は、第１次試験を受験されていても第２次試験に進むことはできません。

（３）提出方法

ア　郵送の場合　〒640-8511 和歌山市七番丁23番地 和歌山市人事委員会事務局宛て

※　簡易書留で提出してください。

イ　持参の場合　和歌山市人事委員会事務局（和歌山市七番丁17番地 朝日ビルディング２階）

※　郵送先と異なります。必ず送付される地図を参照してください。

１１　試験に関する問合せ

和歌山市人事委員会事務局（日曜日、土曜日及び休日を除く午前８時30分から午後５時15分まで）

℡ 073－435-1371（直通）　℡ 073-432-0001（代表）内線 3755･3756

メール　jinji-c@city.wakayama.lg.jp

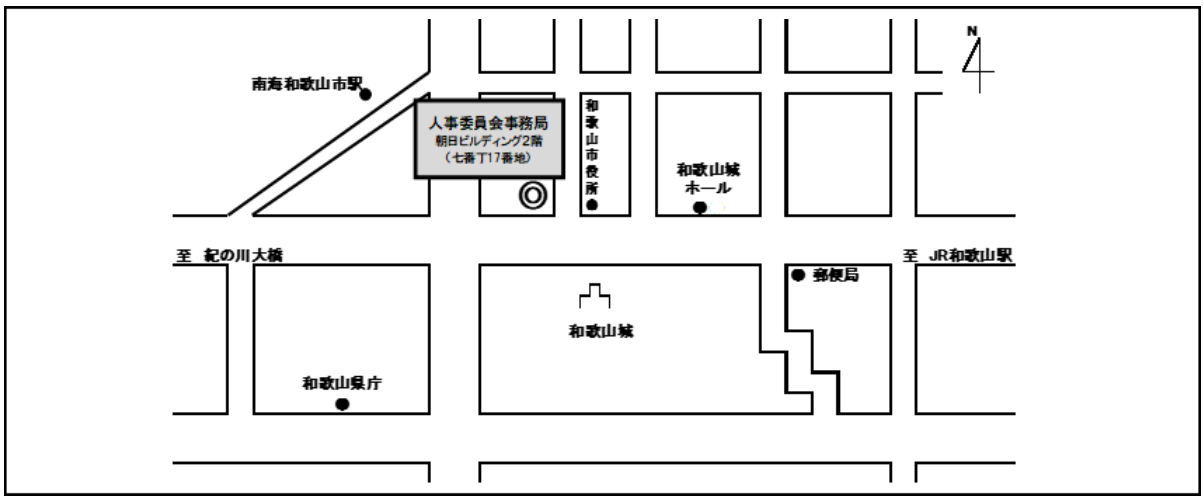

和歌山市公式X(旧ツイッター)
（和歌山市人事委員会事務局）

和歌山市公式ホームページ
（試験情報）

任命権者からのお知らせ

和歌山市は、移住・定住の取組を進めており、市内に居住している方、または、居住予定の方を求めています。

● 任期付職員について

任期付職員は、和歌山市職員です。任用期間に定めのない職員（正規職員）の育児休業期間に伴う代替職員として採用され、正規職員と同様に担当職員として行政事務に従事していただきます。

● 任期付職員の勤務条件について

（1）給与

令和８年４月１日現在の初任給は、地域手当を含め、次のとおりです。

初　任　給 （地域手当含む）	約２０８，３００円～約２４５，７００円
手　当	扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、退職手当等がそれぞれの要件に応じて支給されます。

※　学歴及び民間企業の職歴等に応じて、初任給に一定の額が調整されます。

※　上記の記述は、令和８年４月１日現在の内容であり、採用時にはこれらと異なる場合があります。

（2）勤務時間等

勤務時間は、１日当たり７時間４５分、１週間当たり３８時間４５分です。

また、勤務を要しない日は原則として、土曜日、日曜日及び休日となります。

※　業務の都合により勤務を命じられる場合があります。

（3）年次有給休暇等

年次有給休暇は、１年間に２０日が付与されます。また、年次有給休暇のほかに特別休暇があります。

（4）その他

ア　昇任の対象とはなりませんが、昇給については対象となります。なお、給与改定等により支給額が変更となる場合があります。

イ　採用された方は、和歌山県市町村職員共済組合等に加入することになります。

ウ　任期付職員から任期に定めのない職員（正規職員）への切替えは一切ありません。

● 日本国籍を有しない任期付職員（事務職）の担当業務等

「公権力の行使又は公の意思の形成に参画する公務員については日本国籍を有する」という公務員の基本原則に基づき、日本国籍を有しない職員は担当できる業務等について次のような制限があります。

1　公権力の行使に該当する業務は担当できません。公権力の行使に該当する業務とは、次のとおりです。

（1）市民の権利や自由を一方的に制限する内容を含む業務

（2）市民に義務や負担を一方的に課す内容を含む業務

（3）市民に対して、強制力をもって執行する内容を含む業務

2　公の意思形成への参画に該当する職に就くことはできません。

公の意思形成への参画に該当する職とは、和歌山市の行政について企画、立案、決定等に関与する職で、基本計画の策定、予算編成、組織、人事、労務管理等に係る職及び専決権限を有する職が該当します。

● 問合せ先

この「任命権者からのお知らせ」に関する事項は、次へ問い合わせてください。

和歌山市総務局総務部人事課　　（直通）073－435－1019